

新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応 (令和3年9月3日現在)

1. 濃厚接触者の定義

「濃厚接触者」とは、患者（確定例）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者をいいます。

※感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

2. 出席停止について

安全を最優先に考え、発熱等かぜ症状や疑わしき体調変化のある場合は、家庭で待機していただくことが何よりの感染拡大予防策です。体調が少しでも悪い場合は、登園を控えるようお願いいたします。また、症状が治まったとしても再発する可能性がありますので、快癒した翌日は念のため欠席して様子を見てください。複数の症状がみられる場合は、更に2日程度、自宅で療養および経過観察をお願いいたします。なお、緊急事態宣言下（感染レベル3）においては、同居の家族に発熱や風邪等の症状がある場合でも自宅待機になります。

※上記で欠席する場合や感染が心配で欠席する場合は、欠席ではなく「出席停止」扱いになります。

※併発解熱剤等を服用している場合は、薬の服用をやめ、体調がもとに戻った状態を「快癒」とします。

※保育中に発熱が確認された場合は、当該児を隔離し、保護者に連絡のうえお迎えを依頼しますので、携帯電話を身近に置くか、都度確認をお願いいたします。

※出席停止の基準は、園児だけではなく、同居家族、教職員についても準用します。

⇒同居家族の場合は来園停止、教職員の場合は出勤停止

<発熱等かぜ症状とは>

微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5度より高い状態）以外に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられることをいいます。

① 園児本人の感染が判明した場合

【出席停止の期間】

開始日 感染が判明した日

ただし、判明前から欠席していれば、最終登園日の翌日

終了日 専門医等が登園を許可した日

※軽症の場合は宿泊療養または自宅療養になりますが、大人と違い子どもの場合は、1人で宿泊することができませんので必然的に自宅療養になります。当該児の身の回りの世話をする保護者は、自宅療養中も濃厚接触者に該当しますので、当該児の自宅療養解除日から更に14日間の健康観察期間が設定されます。園児の登園が可能になっても、当該保護者は自身の健康観察期間が終了するまで来園すること（行事の参加、幼稚園までの送迎、バス停までの送迎など）はできませんのでご了承ください。

② 園児本人が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止の期間】

開始日 濃厚接触者と認定された日

終了日 症状がなく、PCR検査で陰性と判定された場合でも、健康観察期間として
2週間は自宅待機

⇒期間中に感染が判明すれば、「①園児本人の感染が判明した場合」へ

③ 同居家族の感染が判明した場合

※同居家族の感染が判明した場合は、濃厚接触者と認定される前でも濃厚接触者扱いとします。

【出席停止の期間】

開始日 同居家族の感染が判明した日

終了日 園児に症状がなく、PCR検査で陰性と判定された場合でも、健康観察期間として
2週間は自宅待機

⇒期間中に園児の感染が判明すれば、「①園児本人の感染が判明した場合」へ

※上記は入院治療または宿泊療養の場合です。自宅で療養する場合は、当該家族の自宅療養解除日から更に14日間の健康観察期間（出席停止）になります。

④ 同居家族が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止の期間】

開始日 同居家族が濃厚接触者と認定された日

終了日 濃厚接触者と認定された者がPCR検査を受け、陰性と判定されるまでの期間
⇒濃厚接触者と認定された者がPCR検査を受け、陽性と判定された場合は、

「③同居家族の感染が判明した場合」へ

※家族に濃厚接触者が出た場合、出席停止（出勤停止）についての明確なルールはありません。そのため、学校や企業では、大事をとって、濃厚接触者と同様に14日間の健康観察期間を設けているところもあります。自園ではPCR検査の状況を踏まえ、独自に上記の基準を設けましたが、念のため、ご家族を「濃厚接触者」と判断した施設（保健所、病院）に対応を確認してください。

※現在、感染者が増加し、PCR検査が飽和状態になっているため、濃厚接触者であっても発熱等の症状がなければ受けることができません。症状がなくても感染している可能性があることから、PCR検査を受けられない場合は、健康観察期間として2週間の自宅待機になります。

<出席停止にならない通常登園の例>

- ・同居家族の職場に濃厚接触者がいた場合
- ・同居家族の職場に感染者が出たが、濃厚接触者にならなかった場合
- ・園児本人または同居家族が、家族以外の濃厚接触者（事後判明）と接していた場合 など

3. 幼稚園への連絡・報告について

園児および同居家族が前述「2. 出席停止について」①から④に該当することになった場合および状況が変わった場合※1は、幼稚園まで連絡・報告をお願いします。

※1 当初は濃厚接触者として報告したが、その後のPCR検査で感染が確認された場合など

<連絡・報告の方法>※2

【電話】午前7時45分から午後6時まで（保育日）

※午後6時以降は翌朝、金曜日の午後6時以降および土日祝日の場合は、休み明けの朝に電話にてご連絡ください。

<園児本人がPCR検査を受ける場合の連絡・報告方法>

【電話】午前7時45分から午後6時まで（保育日）

【アプリ】午後6時から翌午前7時45分まで（保育日）

24時間（休日、祝祭日、休園日）

※園児本人がPCR検査の検査対象になった場合は、感染（陽性）を想定して事前に当該児の行動履歴や園内の濃厚接触者リストを作成し、臨時休園やクラス閉鎖の範囲などを検討するため、PCR検査の受検連絡と結果報告は、できるだけ早く受ける必要があります。園児本人が対象となるPCR検査の受検連絡と結果報告については、電話連絡の時間以外（保育日の夜間、土日祝日など）にもアプリで受け付けますので、受検が決まった時点、結果が出た時点で連絡・報告をお願いします。

※園児以外の同居家族がPCR検査を受ける場合は、※2の連絡・報告方法になります。

※電話連絡の日時であっても、留守番電話になっている場合はアプリをご利用ください。

※アプリで受けた場合は、確認のため、保護者の携帯電話または登録のメールアドレス宛に連絡を入れさせていただくことがありますので、備考欄に携帯番号の記載をお願いします。

【アプリの利用方法】

「れんらくアプリ」→「コロナ・インフル・胃腸炎の報告」→「新型コロナウイルスの報告」
→「日付選択」（連絡・報告当日の日付）→「備考欄」に下記の必要事項を入力

《備考欄の記入内容》

※登録されている基本情報（クラス、園児名）を入力する必要はありません。

（1）アプリでの受検連絡 ※園児本人のみ（同居家族の場合は電話連絡）

- ①「受検」
- ② 最終登園日
- ③ 発熱等の症状が出た日
- ④ PCR検査の日時（時間が不明ならば午前・午後・夕方等）
- ⑤ 検査結果が判明する日時

（日にちが確定していなければ予定日、時間が不明ならば午前・午後・夕方、不明等）

⑥保護者携帯番号

入力例) ① 受検 ② 9月4日 ③ 9月3日 ④ 9月5日午後2時頃
⑤ 9月7日午後 ⑥ 090-1111-2222

(2) アプリでの結果報告 ※園児本人のみ(同居家族の場合は電話連絡)

①「結果」 ② 検査結果 ③ 検査日時 ④ 保護者携帯番号

入力例) ① 結果 ② 陽性 ③9月5日午後3時 ④ 080-2222-3333

4. 臨時休業および公表について

① 園児が濃厚接触者として認定された場合

園児または教職員が濃厚接触者と認定された段階では、臨時休園等の措置は取らず、保護者への公表もいたしません。

② 園児の感染が確認されなかった場合(PCR検査の結果が陰性の場合)

園児または教職員がPCR検査の結果、陰性と判定された場合は、臨時休園等の措置は取らず、保護者への公表もいたしません。

③ 園児の感染が判明した場合(PCR検査の結果が陽性の場合)

園児または教職員に新型コロナウイルスの感染が判明した場合は、その時点で臨時休業になります。

(ただし、幼稚園関係者に濃厚接触者がいない場合や濃厚接触者の特定に時間を要しない場合は、一斉休業の措置はとりません。)その後、保健所と感染者の幼稚園内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について保健所、川崎市こども未来局子育て支援部および所轄の神奈川県担当部局等と十分に協議のうえ、実施の有無、規模および期間について判断します。

- ・園児または教職員の感染が判明した場合は、メールでその旨をお知らせします。なお、保育中の場合は、その時点で保育は中止・即降園になります。スクールバスは運行いたしませんので、お子様の迎えをお願いします。
- ・当該園児の陽性が確認された時点で、当該園児の行動履歴をもとに保健所の指示に従い濃厚接触者の特定作業を行います。濃厚接触者に認定された園児に関しては、個別に連絡を入れさせていただきますので健康調査等の協力をお願いいたします。
- ・個人情報保護の観点から個人の特定につながるクラス名および利用したスクールバス名は原則非公表ですが、状況によっては当該園児の保護者の同意を得て公表する場合があります。
- ・臨時休業の期間は、目安として3日から2週間になります。

※上記①②は、小学校等と同じ基準です。

以上